

事 調 第 739 号
令和3年(2021年)11月19日

各(総合)振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課
技術管理担当課長

墜落制止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う積算対応について(通知)

安全衛生法関係法令が改正(平成31年2月1日施行)され、令和4年1月1日から、高所作業時は墜落制止用器具(フルハーネス型)を使用することが原則となったことに伴い、積算方法について次のとおり取り扱いを定め、積算基準日が令和4年3月22日以降の工事から適用することとしたので通知します。

なお、この取扱いはフルハーネス型の費用が共通仮設費率に率計上されるまでとする。

1 対象工事

農政部が発注する全ての工事、ただし、建築工事等価格積算要領を適用する工事は除く。

2 契約手続き等

適用及び提出

(1) 受注者が設計変更を希望し、工事監督員が必要と認めた場合は、設計変更を行う旨の協議簿を取交す。

※墜落制止用器具(フルハーネス型)の使用が必要とされる作業については、現場状況を確認し、「5 参考」に示す資料により判断してください。

(2) 受注者はフルハーネス型を使用した実施状況の写真を、工事完成日の20日前までに工事監督員に提出するものとする。

3 変更及び積算方法

変更方法

(1) 墜落制止用器具(フルハーネス型)の実施状況を確認後、下記積算方法により工事費を積算し、契約書第18条の規定に基づき請負代金額を変更する。

積算方法

(1) 共通仮設費率に含まれている墜落制止用器具(胴ベルト型)を差し引いた月額損料(3,000円)を計上する。

なお、月額損料の月数区分は6ヶ月ごととし、「表1 墜落制止用器具費の算定区分表」による。

(2) 墜落制止用器具費は、共通仮設費の安全費に積上計上する。

(3) 算定に用いる月数区分は、工期が該当する月数区分とする。

算出方法

墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）※¹×月数区分（表1）

（表1） 墜落制止用器具費の算定区分表

墜落制止用器具費 月額損料（差額分）	月数区分					
	6ヶ月 まで	12ヶ月 まで	18ヶ月 まで	24ヶ月 まで	30ヶ月 まで	36ヶ月 まで
3,000円/月※ ¹	6 (ヶ月)	12 (ヶ月)	18 (ヶ月)	24 (ヶ月)	30 (ヶ月)	36 (ヶ月)

※¹：5人編成を標準とし、600円/人×月を乗じ、3,000円/月としている。

実際の同時使用人数に関係なく、一律に3,000円/月とすること。

積算例

(1) 工期7ヶ月、フルハーネス型使用期間20日、フルハーネス型同時使用人数3人

3,000円/月×12ヶ月＝36,000円

(2) 工期3ヶ月、フルハーネス型使用期間1日、フルハーネス型同時使用人数7人

3,000円/月×6ヶ月＝18,000円

4 特記仕様書への記載について

特記仕様書に「墜落防止用器具（フルハーネス型）の原則化に伴う積算対応について」の対象工事であることを明示するものとする。

【特記仕様書記載例】

「墜落防止用器具（フルハーネス型）の原則化に伴う積算対応について」の対象工事
墜落制止用器具（胴ベルト型）は共通仮設費に含まれるが、墜落制止用器具（フルハーネス型）は共通仮設費率に含まれないため、墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業において、実際の使用にあたっては月額損料の差額を設計変更で計上できるので、希望する場合は監督員と協議すること。

5 参考

下記URLの厚生労働省HPにガイドライン及びリーフレット等があり、フルハーネス型を使用する際の注意点、用語及び適用範囲等を確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>